

福島県農業・農村振興条例の一部を改正する条例

提出理由

食料・農業・農村基本法の改正及び農業・農村を取り巻く状況の変化を踏まえ、以下により所要の改正を行う。

- (1) 食料・農業・農村基本法の改正において、「食料安全保障の確保」が基本理念に位置づけられたことに伴い、条文に「食料安全保障の確保」を盛り込んだ。
- (2) 農業経営の安定や農業生産性の向上を図るため、先端的な技術を活用した生産方式の導入促進等を明記した。
- (3) 農産物の付加価値の向上及び創出、国内外の販路拡大に向けて、知的財産の保護及び活用を明記した。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。